



浜家連 ニュース10月号

第290号

2024年10月1日発行

発行人 特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会
事務局 〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1752 番地
障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール3階
電話 045(548)4816・FAX 045(548)4836

URL <https://hamakaren.jp/>

最近読んだ本

副理事長 音田園恵

最近読んだ本「おひとりさまで逝こう」三国浩晃著について書きます。

誰もが「おひとりさま予備軍」の時代。自分の人生最後の時 またこの世を去ってからのためのあらかじめの流れがパワーとしていたものから形がある程度見えてきました。著者は、NPO 法人「人生まるごと支援」を設立し、おひとりさまご本人の希望をかなえることを目的とし、任意後見を中心に医師をはじめ専門職と連携し活動している。著者もおひとり様。自分が当事者となって、「自分のこと」としてシミュレーションしていくと、“要介護2”となったと想定して話が展開していきます。もし認知症になってしまったら、自分に代わってどういう内容を誰にしてもらいたいのか。判断能力がしっかりしているうちに自分で後見人を決め契約しておくこと。これが任意後見です。「任意後見＝終活」だと考える。



後見制度には大きく分けて「法定後見」と「任意後見」の二つがある。法定後見の場合は何も決められない状態なので、周りの人が困り法定後見人をつけた方がよいと家庭裁判所に申し立てをすることなのです。任意後見は、自分で準備し、自分で誰に何ををお願いするかを決めます。成年後見人の役割は大きく分けて二つ。1. 財産管理 2. 信条監護です。

体が不自由になっても判断能力があれば、委任状を書いて人にお願いすることができるが認知症が進み判断能力が不十分になった時点から一人で住むことはむずかしい。施設に入るにしても家の売却や定期預金の解約はできなくなる。地域包括支援センターのアドバイスで、成年後見制度を利用しようということになる。認知症の人が2025年には、5人に1人になると見込まれている。会話することも意思疎通をすることもできない状態の終末期に医療同意（手術に関することや延命治療といった医療方針のこと）できるのは、家族だけで、成年後見人には権限がない。判断能力のあるうちに「尊厳死宣言書」を自分で書いて後見人に託していれば、後見人が延命治療をするか否かなどを、医師に伝えることができる。またエンディングノートの記入も自分の意思を伝える大事なツールなので、葬儀やお墓のことを決める前に誰が死亡の第一報を受けるのかなどエンディングノートに記入すること。「死後事務委任契約」というものがある。これは、成年後見人は、被後見人が亡くなればその役目が終わりますが、亡くなった後にも遺品整理や納骨などいろいろな手続きが発生することから引き続き任意後見人に依頼しておくもの。私なりの視点で読み進めました。成年後見制度を利用しようということではないが 人生の最後は、誰かに世話になることになるという現実をゆっくり受け止めていこうと思います。

もう一冊読んだ本は、「生きづらさをひも解く 私たちの精神疾患」認定特定非営利活動法人 地域精神保健福祉機構（コンボ）発行。体験者だけが書いた新しい精神疾患の教科書だけあってなるほど、そういうことなのね、などと読み進めました。家族、当事者、医療者、担当部局等々たくさんの方に読んでいただきたいと思います。第3回メンタルヘルス講座『「生きづらさ」について考える』～精神疾患とともに生きる私たちの体験と感覚を言葉にする～で、この本の著者でもあり、編集者でもあるお二人からお話が伺えます。楽しみです。

浜家連の動き



本年度、浜家連が実施する横浜市会や健康福祉局への要望書の提出や懇談は終了しましたが、神奈川県教育委員会及び知事部局へ障神奈連を通して浜家連の要望を提出しています。その交渉について報告が届いています。

「障神奈連 神奈川県教育委員会との交渉」

副理事長 安富 英世

8月29日（木）の13時50分から15時20分まで、県庁向かいの県教委が入っている東庁舎9階会議室で、障神奈連（障害児者の生活と権利を守る神奈川県連絡協議会）の「2025年度 県予算編成に向けての要請書」により陳情を行った。

参加者は、障神奈連から10名（共同代表の1名、事務局次長、特別支援学校の児童3名と母親3名、そして、浜家連から河野常任理事と安富の2名）。県教委側からは、事前提出の要請書に回答を作成した複数の課の責任者の方々。

まず、障神奈連からの5項目の要請に対し、県教委の各担当部門が回答を口頭で読み上げる形で一応の回答があった。この5項目のうちの1つが浜家連からのもので、その内容は「中学校から精神疾患に関する教育の実施」と「かながわ子どもサポートドックの状況」についてである。

精神疾患は、思春期など若年に始まることが多く、実際に精神疾患患者の50%は14歳までに発症し、高校生が命を失う原因の第1位は自殺であることなどを、高等学校の保健体育教科書の記述に沿って問題点を挙げたが、県教委からは、学習指導要領に基づき発達段階に応じて心の健康や精神と健康に関する内容について学習しているといった、昨年とほぼ同様の回答があり、改めて教育委員会という組織は、国（文部科学省）の方針に則って運営されているとの感想を持った。

一方、かながわ子どもサポートドックについては、2023年度から試行開始したウェブを使ったシステムで、県立高等学校及び中等教育学校136校の全生徒約11万人を対象にし、生徒はタブレット端末でアンケートに回答する、神奈川県独自の仕組み。

アンケートは、各学校で年2回程度実施するが、そのアンケート内容は、学校生活、人間関係、自分自身や家庭生活等の15の設問に選択肢を選んで回答するもので、教員と対面することなく回答できる。

担当する教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーらは、回答を見て、生徒が抱える問題や不安をいち早くキャッチでき、またネガティブな回答、矛盾する回答などから、支援の必要度が高い生徒を見分け、必要に応じて生徒に声を掛け、外部の専門機関、行政組織と連携を図るといのが、このシステム当初からの目的。

県教委からは「かながわ子どもサポートドック」の実施による成果として、例えば、精神科の受診が必要な生徒が、親子関係の問題により、受診できないことを学校が早期に把握し、児童相談所のケースワーカーと連携して、医療機関につなげた事例があったとのこと。また、これまで見えづらかった子どもたちの状況を把握できるようになっただけでなく、これまで以上に各学校においてチームで支援する体制が構築できたという効果も見られているとの回答があり、県教委内では、効果があり評価が高いように感じました。

横浜市はこのシステムにどのように対応しようとしているのかを質問したところ、県教委としては、かながわ子どもサポートドックそのものについては、各市の教育委員会へ概略の説明は行っているが、このシステムを採用するかどうかは、各教育委員会の自主性に負っているとのこと。今後、横浜市内の小中学校の動向に注視が必要でしょう。

障神奈連からの特別支援学校やインクルーシブ教育に関する質問項目と県教委からの回答については、別途『障神奈連ニュース』等で報告がされる予定ですので、お知らせいたします。



9月2日(月) 浜家連が加盟する障神奈連(障害者の生活と権利を守る神奈川県連絡協議会)と県知事部局と2025年度に向けた要求懇談がありました。あらかじめ文書による回答があり、それを受けての質問や再度要望する形式で進行了。県からの参加者は9名でした。浜家連からは井汲理事長、安富副理事長、そして倉澤3名が出席しました。

ここからは浜家連の要求項目とその回答を記します。

要求Ⅰ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実

回答：県内の精神科病院に入院している患者数は10,919人(2023年630調査)。入院1年以上の患者は6,082人(55.7%)。入院患者の半数以上が長期入院者である。疾患別に見ると統合失調症及び妄想性障害が3,947人(64.9%)を占め、ついで認知症1,305人(21.5%)となっている。年齢は40歳以上の中高年層の統合失調症圏と後期高齢者の認知症患者が多い状況。「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」に位置づけた通り地域特性を踏えて計画的に地域移行を進めていく。

要求Ⅱ 精神医療審査会の公平かつ透明性ある審査結果の公表と神奈川県「精神医療の意見箱」の評価を明らかにして欲しい。

回答：精神医療審査会の審査結果は県精神保健センターの所報(H・P掲載)にて公表している。「意見箱」については「非公開を前提に意見を集めた、デリケートな内容なので公表は考えていない」と口頭での回答があった。 ※当事者、家族、職員等、全372件の意見が寄せられた。

要求Ⅲ 条例・規定の精神障害に関わる差別条項撤廃の件。5月9日付朝日新聞記事によれば神奈川県警では未だ庁舎、警察署、交番への立入り禁止の条項が残っているとのこと。調査の上速やかに対処してほしい。

回答：障害者差別解消法の趣旨を周知するため、普及啓発チラシを作成し、配布している。なお、県警に関する事項については、令和6年6月17日付けで県警内管理規定が改定され削除された。

要求Ⅳ 精神障害者への医療費助成制度の拡充 (1) 重度障害者医療費の助成(1級の入院費無料)(2) 精神障害者への医療費助成(医療費負担を2割以下に)

回答：実施主体である市町村の財政的な影響が大きいことや状況が異なることから引き続き市町村と協議していく。県としては、国の責任において医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう国に要望している。今後も引き続き国に要望していく(2)については医療費の助成策を新たに検討するためには精神障害者以外の障害者も含めた県民の皆様の医療費負担等との整合性を幅広く勘案しながら、慎重に検討する必要があると考えている。

昨年に続き参加しましたが、精神障害者の医療費助成制度拡充への道のりは一筋縄ではいかないと感じます。2級までの医療費助成について、他障害との整合性がとれないとの回答でした。それには他の障害と比較せず精神障害の特性を考えてほしい、長年の服薬による合併症、特に中高年になって心疾患で亡くなるケースが身近でも起こっている、経済的に貧困であるがゆえに医療から遠ざかることのないようにして欲しいと訴えました。

単会からのたより

家族会との出会い いずみ会 Y.H

なんだか息子の様子がおかしい。コロナ禍の一斉休校から不登校になってしまった息子の異変を感じたのは学校に行かなくなって2年たった時の事。

時々自分がどこにいるのか?自分が誰かわからなくなる。怖い怖いと言う。



眠れなくもなっていき、そのうち家から出られなくなりました。

すぐに子供を見てくれる発達クリニックに連絡するも3か月待ちと言われ、待っている間にも症状はどんどん悪化していく、部屋からも出られなくなりカーテンも開けられず、お風呂もトイレもやっと行ける程度、一日中怖いと泣き叫ぶ日々。

やっとの思いで受診したクリニック、なのにうちでは診られないと言う。15歳以下は児童精神科という専門でないと診察ができないと。ただ紹介したいけど予約がいっぱいですぐに診てくれる病院がないです！ご家族でも探してみてください。紹介状は書きますのでと言われてしまった。やっと助けてもらえると思った病院での出来事に呆然としつつも頭をフル回転。息子の状態は切羽詰まってきた。

市内の児童精神科にかたっぱしから電話するもすべて半年待ちといわれ、いくら状況を説明して診察をしてくれない。

相談したくて区役所に電話してもできる支援がないと言われ、ひきこもりセンターにも聞いてみたら対象は15歳以上といわれどこにも相談ができない。市内外まで手を伸ばしやっと市外の総合病院に非常勤でみてくれるという児童精神科に2か月後受診できるようになった。その頃には押さえつけられないと車にも乗れず、ずっと叫んでいる状態に。児童なので確定的な診断名は不明らしい。息子はまだ10歳。どうしてこんなことになってしまったのか……。

もっと早く病院につながれば違った結果になっただろうか？なぜもっとはやく気が付かなかったのだろう。自問自答の日々を送る中たまたま見つけたタウン誌に載っていた区役所での家族教室の記事。そこで出会えた精神疾患の家族会。1人でずっと戦って満身創痍だった私に病状をわかりあえる人との出会いは日々の助け。

息子は12歳になり投薬しながら回復を待つ毎日。子供の体ではすぐに副作用がでてしまう。まだまだ道のりは険しいけど家族会という強い味方を得た私は前を向きながらいつか出られると信じて長いトンネルを歩いていく。これから先、家族会や支援の輪が未成年での精神疾患で苦しんでいる方にも広がり、児童精神科の充実を願うばかり。

以上

§ イベント情報 §

◆ 2024年度 第3回 市民メンタルヘルス講座 ◆

「生きづらさ」について考える

～精神疾患と共に生きる私たちの体験と感覚を言葉にする～

日 時：2024年11月16日（土）13:30～16:00

場 所：横浜市健康福祉総合センター4 階ホール

講 師：宇田川 健 氏（NPO 法人地域精神保健福祉機構・コンボ代表理事）
鈴木 みずめ 氏（ピアサポーター）

入場無料 定員 300名（先着順）

Zoom 定員 50名（事前申し込み必要）

◆ 親なき後の財産管理 ◆

日 時：10月4日（金）14:00～15:30

場 所：かながわ県民センター会議室 15 階 1501

講 師：一般財団法人親なきあと

横浜センター理事 芹澤 暁良 氏

※事前申し込みが必要です。Tel 045-534-8227



【編集後記】連日猛暑に見舞われた暑く長い夏が終わり、この頃は日々秋が深まるのを感じます。浜家連では市民メンタル講座がさまざまなテーマで、毎月開催されます。多くの方に足を運んでいただいて、会場が盛況になることを願います。（事務局 中居）